

面談によるメンタルヘルス相談

悩みに向く



0120-783-269

※一般には公開していない専用の番号ですので、
取扱いにはご注意ください。
※サービスの対象者：組合員とその被扶養者

臨床心理士・心理カウンセラーが面談カウンセリングをいたします。

●日本全国に相談窓口があります。●カウンセリング(面談相談)1回の相談時間は約50分で、5回まで無料です。

面談予約受付時間/平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~16:00 (日曜・祝日・12月31日~1月3日を除く)

教職員健康相談24(電話)

24時間 やさしく



0120-24-8349

※一般には公開していない専用の番号ですので、
取扱いにはご注意ください。
※サービスの対象者：組合員・配偶者および組合員の被扶養者

心と体のさまざまなご相談に、24時間体制でお応えします。また、9:00~22:00には心理カウンセラーによる電話でのメンタルヘルスカウンセリングをご利用いただけます。

●健康相談 ●医療相談 ●介護相談 ●育児相談 ●メンタルヘルスの相談 ●医療機関情報等のご提供 ●専門外来や人間ドック施設などのご案内 ●夜間・休日の医療機関のご案内 ●介護などシルバー情報のご提供など
※救急に関するご要望など、ご相談の内容によってはご利用できない場合があります。

セカンドオピニオン相談(電話・面談)

2番目の医師 によく(相談)



0120-214-249

携帯電話・
PHSからも
ご利用できます。
(通話料無料)

※一般には公開していない専用の番号ですので、取扱いにはご注意ください。
※サービスの対象者：組合員・配偶者および組合員の被扶養者

さまざまな疾病(※)でお悩みの方に、電話・面談によるセカンドオピニオンサービスを提供いたします。また、ご相談内容に応じて、各専門分野を代表する専門医を紹介いたします。

(※)入院・転院を目的としたサービスではございません。また、疾病や内容により、サービスをご利用いただけない場合がございます。その他、ご利用に際しては事前に診療関連資料(診療情報提供書(紹介状)、各種検査データ、カルテの写しなど)をご準備いただくなど諸条件がございます。

まずはお気軽にお問合せください。

受付時間/月~土 9:00~18:00

(日曜・祝日・12月31日~1月3日を除く)

セカンドオピニオンとは・・・

「第2の意見」と訳され、よりよい医療や治療方法を選択するために、主治医から示されている病名や診断内容・治療方法などについて主治医以外の医師に意見を求めることです。



プライバシーは厳守されるシステムになって
おりますので、安心してご利用ください。

公立学校共済組合 (委託先:ティーベック)



●本サービスは、ティーベック(株)が業務委託を受けて運営しております。●ティーベック(株)は、面談を伴うサービスを適切に実施するため、ご利用者よりいただく個人情報の取り扱いを面談担当者(本事業提携会社および本事業提携医療機関を含む、以下同じ。)に委託する場合があります。十分な個人情報の保護水準を満たす者を選定し、契約を締結するなど必要かつ適切に実施いたします。(個人情報をお知らせいただけない場合は、当該サービスをご提供できない場合があります。●ティーベック(株)は、個人情報を上記の目的以外に使用しないこととするとともに、ご利用者の同意を得ている場合、法令にもとづく場合、ご利用者本人または第三者の生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合を除き、取得した個人情報を委託先以外の第三者に提供いたしません。●ティーベック(株)は、ご利用者によりご満足いただくため、品質の向上を目的として、ご利用者の当社の相談内容等を書面、音声または電子的方法により記録させていただきます。●ご提供いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のお手続きは、「〒101-0021 東京都千代田区外神田5-2-1 ティーベック(株)個人情報相談窓口責任者(個人情報保護責任者代理)」までお問い合わせ下さい。●当該サービスをご利用いただいた場合は上記の内容をご理解の上、個人情報の取得および提供についてご同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

M1502-0229A0001-4-2

第82号
平成28年1月

福利おたより

Contents

- | | |
|---|--------------------------------|
| 2-5 退職・異動される組合員のみなさまへ | 8 育児休業等または産前産後休業終了時改定と3歳未満養育特例 |
| 2 組合員証等の手続き | 9 平成28年度健診事業(ドック)の実施について |
| 3 退職後の健康保険制度 | 10 「特定健康診査・特定保健指導」実績速報! |
| 4 退職・転出による貸付金の償還について | 11 スポーツ施設利用補助 実施状況のご報告 |
| 5 短期給付 Q&A
~退職後の傷病手当金について~ | 11 ねんきん定期便を送付します |
| 6 こんなときはどうするの??
子どもが生まれるとき~出産から育児までの手続き~ | 12 メンタルヘルス相談 |

編集・発行/ 公立学校共済組合沖縄支部 TEL.098(866)2720・(862)5239 <http://www.kouritu.go.jp/okinawa/>

退職・異動される組合員のみなさまへ

下記に該当する場合は、組合員証等の事務手続きを忘れずに行ってください。

退職する場合(再任用終了者も含む)

【組合員(退職者等)】→組合員証・組合員被扶養者証等を(退職時の)所属所事務担当者へ返却してください。

【所属所事務担当者】→組合員証・組合員被扶養者証等を添付して「組合員異動報告書(喪失用)」を共済組合へ提出してください。

再任用職員(フルタイム)になる場合

【組合員】①職員番号が変わる場合→「退職する場合(再任用終了者も含む)」の手続きと同じです。

※新しい組合員証は後日、新所属所へ送付します。

②職員番号が変わらない場合→手続き不要(組合員証は継続使用)です。

※被扶養者については、取消又は普通認定から特別認定へ切替(継続認定)が必要です!

【旧所属所事務担当者】→組合員証・組合員被扶養者証等を添付して「組合員異動報告書(喪失用)」を共済組合へ提出してください。

【新所属所事務担当者】→「組合員申告書(届の理由欄は「3. その他(再任用)」と記入)」を提出してください。

市町村、知事部局、国、他都道府県の教育委員会へ異動する場合

(1) 県(知事部局)、市町村、国等へ異動の場合

【組合員(異動者)】→組合員証・組合員被扶養者証等を旧所属所へ返却してください。

【旧所属所事務担当者】→組合員証・組合員被扶養者証等を添付して「組合員異動報告書(喪失用)」を共済組合へ提出してください。

(2) 教職員として他の都道府県に異動(採用)の場合

【組合員(異動・採用者)】→組合員証・組合員被扶養者証等を新所属所へ提出してください。

【旧所属所事務担当者】→「組合員異動報告書(喪失用)」のみを共済組合へ提出してください。※組合員証は添付不要

所属所間の異動がある場合

【組合員】→手続き不要(組合員証は継続使用)です。

【新所属所事務担当者】→「組合員異動報告書(所属所間異動)」を提出してください。

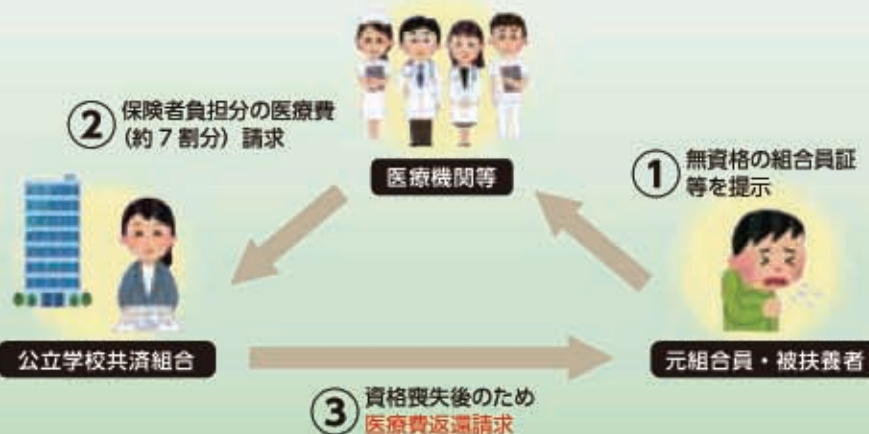


資格喪失後の無資格受診に注意!!

注 組合員証等は資格喪失日以降使用できません!
資格喪失後は速やかに組合員証等をご返却ください!!

※「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」等が交付されている場合は、併せてご返却ください。

資格喪失後、組合員証等を使用して医療機関を受診するケースが増加しています。新しく加入される健保組合・国民健康保険等の保険証が届く前であっても、資格喪失後は組合員証等は使用できません。誤って無資格の組合員証等を使用されますと、公立学校共済組合が負担した医療費(約7割分)について後日、組合員に返還していただくこととなります。



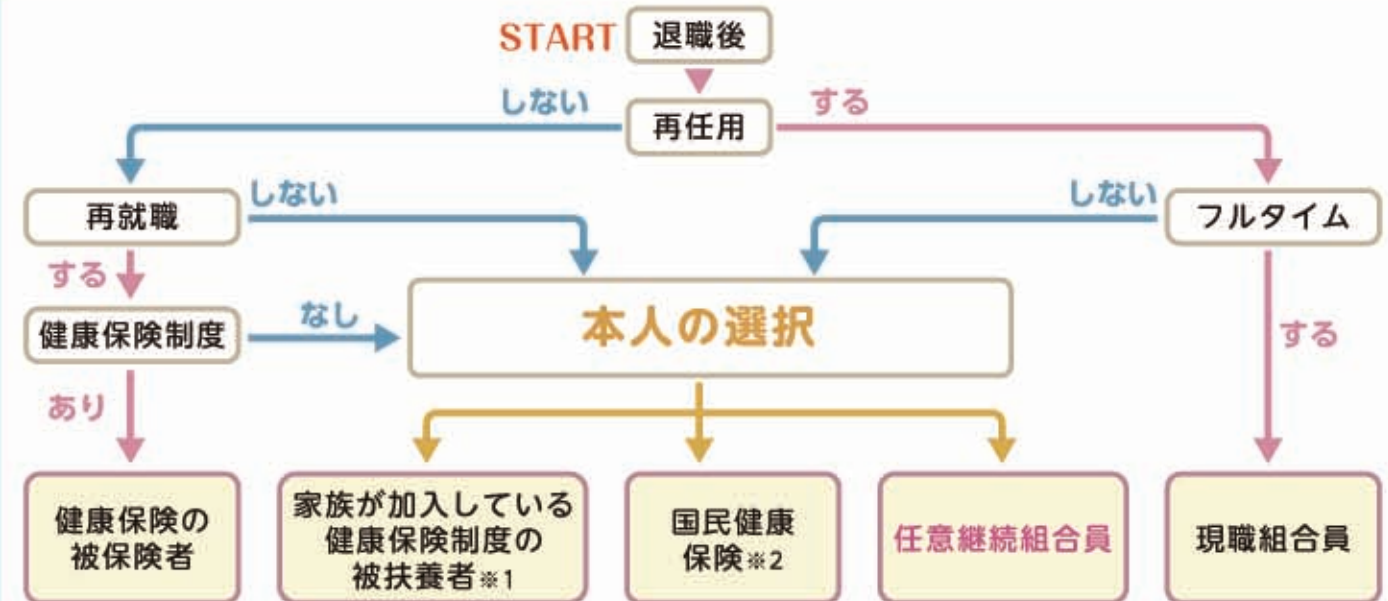
新しく加入された健保組合・国民健康保険等に「療養費」として請求できます。支払った際の手受領証は療養費の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

詳細については、新しく加入された健保組合・国民健康保険等へお問い合わせください。

※誤って資格喪失後の組合員証等を使用した場合、すぐに新しい組合員証等を医療機関へ提供すれば、医療機関が請求先を新しい健保組合等へ変更できる場合があります。この場合、左記のような事務手続きは不要となります。

退職後の健康保険制度について

退職すると、組合員の資格を失い、いずれかの健康保険制度に加入することになります。質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



※1 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくは家族の加入している保険者へお問い合わせください。

※2 国民健康保険料についての詳細は居住地市町村へご確認ください。

任意継続組合員とは?

退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度です。最長2年間加入できます。

※再任用者も、再任用退職時に加入できます。

在職中と比べて受けられない給付

- 休業手当金
- 育児休業手当金
- 介護休業手当金
- (※傷病手当金・出産手当金)

※傷病手当金と出産手当金については、在職中に支給事由がある場合に限り対象となります。

任意継続組合員になる要件は?

- ①退職日の前日まで1年以上組合員である方。
- ②「申出」と「掛金の納付」を期限内に行うこと。

平成28年度の初回掛金の払込み期限は
4月19日(火)になります。

掛金額(保険料)はどのくらい?

掛金率及び平均標準報酬月額、H27.10月分～H28.3月分の適用になります。また、年度ごとに異なる場合があります。

短期	40歳以上65歳未満	※①～③のうち1番少ない額 × $86.20 \div 1,000$ (掛金率)
	40歳未満又は65歳以上	
介護	40歳以上65歳未満	※①～③のうち1番少ない額 × $10.42 \div 1,000$ (掛金率)
	40歳未満又は65歳以上	

- ※
- ① 退職時の標準報酬月額
 - ② ①-①×30%の金額(組合員期間が15年以上かつ55歳以上で初めて退職される方に限る)
 - ③ 全組合員の平均標準報酬月額 470,000円

納付方法は?

申出を受付しますと、当支部から納付書を送付しますので、掛金を期限内に納付してください。

(一定の期間前納すると割引があります)

1日でも払込み期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください!!

組合員証について

入金を確認でき次第、ご自宅に任意継続組合員証等を送付します。在職中から家族を扶養に入れている方は、任意継続組合員被扶養者証も送付しますが、扶養の要件から外れている場合は、取消の手続きを行ってください。

※退職後は現在の組合員証等は使用できませんので、所属所を通して速やかに返却してください!

退職・転出による貸付金の償還について

退職・転出時に貸付未償還金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区分	償還方法
退職	退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。
転出される場合	<p>次の償還方法がありますので、選択してください。</p> <p>(1) 自己資金で全額即時償還する。 →希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合沖縄支部までご連絡下さい。</p> <p>(2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続きをお取り下さい。</p> <p>(3) 転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し当共済組合へ毎月償還を継続する(徴収嘱託制度)。 →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。</p>
	<p>他都道府県の公立学校共済組合へ転出</p> <p>転出先の支部で引き続き償還が可能です(組合員本人の手続きは不要)。</p>
	<p>国家公務員共済組合へ転出</p> <p>原則、未償還金を全額即時償還していただきます。</p> <p>(1) 自己資金で全額即時償還する。 (2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。</p> <p>例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。 →「申出書」の提出が必要です。</p>

貸付事務取扱いの一部変更について

平成 27 年 10 月から貸付規程の一部改正が実施されました。改正に伴い、下記の通り添付する書類に一部変更があります。

- 貸付申込書に添付する書類に「給料明細等の写し」を加える
- 一部繰上償還申出書に添付する書類に「給料明細等の写し」を加える

短期給付 Q&A

～退職後の傷病手当金について～

Q1 傷病手当金を受給していますが、退職することとなりました。退職後の期間についても傷病手当金を申請できますか？



A1 資格喪失時に傷病手当金を受けている方は退職後(引き続き任意継続組合員になった場合も含む)も継続して支給します。支給期間は支給開始日から1年6か月です。



Q2 病気休職のまま退職しました。この場合も傷病手当金の支給対象となりますか？



A2 病気休職中に給料が支給されていたため傷病手当金の支給がなかった場合でも、資格喪失時に待機期間が完了※しているのであれば支給対象となります。支給期間は資格喪失時から1年6か月です。



待機期間の完了について

療養のため勤務できなくなった日から連続した3日間は待機期間となり、4日目からが支給の対象となります。退職日が支給の対象となっている場合は資格喪失後に傷病手当金が支給されます。



傷病手当金と年金等との調整

老齢・退職を給付事由とする年金、または障害を給付事由とする年金等が支給されている場合は、傷病手当金で調整が必要となります。

(例) 傷病手当金給付日額：15,000円 障害厚生年金額：120万円の場合

傷病手当金の給付日額と、年金等の額を264で割った額(1円未満は切り捨て)とを比較して、傷病手当金の金額の方が多ければ、その差額が傷病手当金として支給されます。



年金は決定までに時間がかかるために、傷病手当金が先行して支給されることが多いです。その場合は既支給の傷病手当金の過払い分を返納してもらう必要があります。



こんなときは
どうするの？

子どもが生まれるとき ～出産から育児までの手続き～



例.(産前産後に関して)出産予定日どおりに出産した場合



① 産前休暇に関する手続き

●「産前産後休業掛金等免除申出書」の提出

産前産後休業の期間のうち産前産後休業の期間は掛金等の免除を受けることができます。

産前産後休業の期間とは

出産日以前42日(出産日が出産予定日後の場合は、出産予定日)から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間。ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」に読み替えます。

添付書類

- ・産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇簿の写し、休暇願の写し等)
- ・出産予定日が確認できる書類(妊娠証明書の写し等)
- ・(多胎妊娠の場合) 出産予定人数が確認できる書類(診断書の写し等)

※産前産後休業の期間: 沖縄県の場合、最大、出産予定日以前8週間(56日)から出産日後8週間(56日)までの期間。多胎妊娠の場合は、出産予定日以前14週間(98日)から出産日後8週間(56日)までの期間。(各地方公共団体の条例等に基づきます。)

② 出産に関する手続き

●「出産費(家族出産費)請求書」の提出

出産費(家族出産費)42万円と出産費(家族出産費)附加金5万円が給付されます。

※産科医療補償制度対象外の場合は40万4千円です。

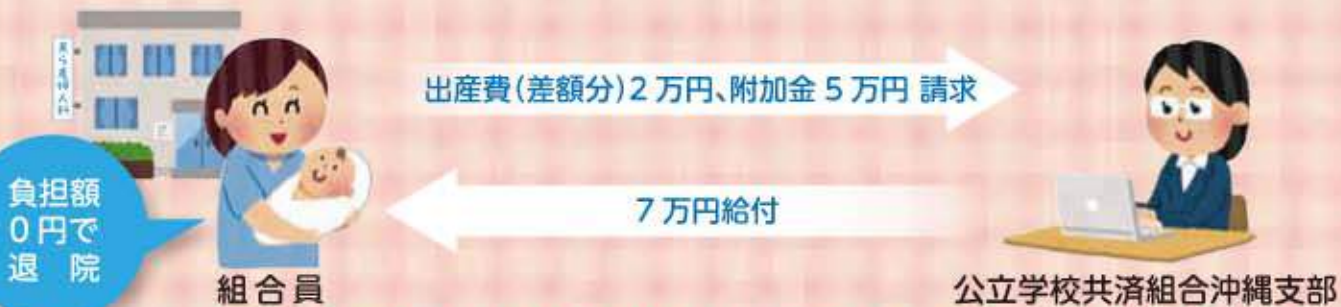
添付書類 直接支払制度を利用する場合

- ・直接支払制度利用に係る医療機関との合意文書の写し
- ・出産(分娩)費用明細書(代理受取額がわかるもの)の写し

添付書類 直接支払制度を利用しない場合

- ・出産費用請求書に医師等の証明を受ける
- ・出産(分娩)費用明細書の写し
- ・産科医療保障制度加入がわかる書類

具体例: 出産に関する費用が40万円で直接支払制度を利用した場合



※出産費用が42万円を超える場合でも附加金は給付しますので必ず当支部へ請求書を提出ください。

●「被扶養者申告書」の提出

被扶養者の申告をされる場合は、事実発生年月日(出生日)から30日以内に所属所へ提出してください。30日以上経過した場合は、事実発生年月日からの認定ができなくなります(所属所の受付日が認定日となります)。

扶養手当が支給される場合 <普通認定>

添付書類

- ・県費職員……扶養手当認定簿の写し又は扶養親族届(所属所受付済)の写し
- ・市町村費職員……給与支給機関発行の扶養手当支給証明書(市町村によって名称等は異なります)(必要に応じて、その他書類が必要になります)

扶養手当が支給されない場合 <特別認定>

添付書類

- ・扶養事実申立書・住民票謄本(扶養に入れようとする者の属する世帯全員分)・戸籍謄本
- ・所得証明書(組合員及びその他の扶養義務者(※))等(必要に応じて、その他書類が必要になります)
- ※[扶養義務者]は扶養に入れようとする者の配偶者及び一親等の血族(中学生以下の者は除く)となります。

③ 産後休暇に関する手続き

●「産前産後休業掛金等免除変更申出書」の提出

※出産日が出産予定日どおりの場合は変更申出書の提出は不要ですが、添付書類のみ提出ください。

添付書類

- ・産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇簿の写し、休暇願の写し等)
- ・出産日が確認できる書類(出産証明書の写し等)

④ 育児休業に関する手続き

●「育児休業手当金請求書」の提出

育児休業開始から、お子様の1歳の誕生日前日まで給付されます。

パパママ育休プラス(夫婦ともに育児休業を取得)の場合は1歳2か月まで給付されます。

※育児休業手当金延長については平成27年9月発行の福利おきなわに詳細を掲載しています。

添付書類

- ・育児休業に係る辞令の写し

添付書類 パパママ育休プラスの場合

- ・育児休業に係る辞令の写し
- ・世帯全員の住民票等
- ・配偶者が育児休業中であることがわかる書類

- 給付額 育児休業開始から180日目まで: 標準報酬日額 × 67 / 100 = 給付日額
- 給付額 育児休業開始から181日目から: 標準報酬日額 × 50 / 100 = 給付日額
- 給付日額 × 給付日数(土日を除いた日数) = 給付額

※育児休業手当金請求書を提出した次月以降は、「育児休業手当金に係る休業実績証明書」を翌月5日までに毎月提出してください。

●「育児休業等掛金等免除申出書」の提出

育児休業期間中は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの間、掛金等が免除されます。

添付書類

- ・育児休業に係る辞令の写し

●「育児休業等掛金等免除変更申出書」の提出

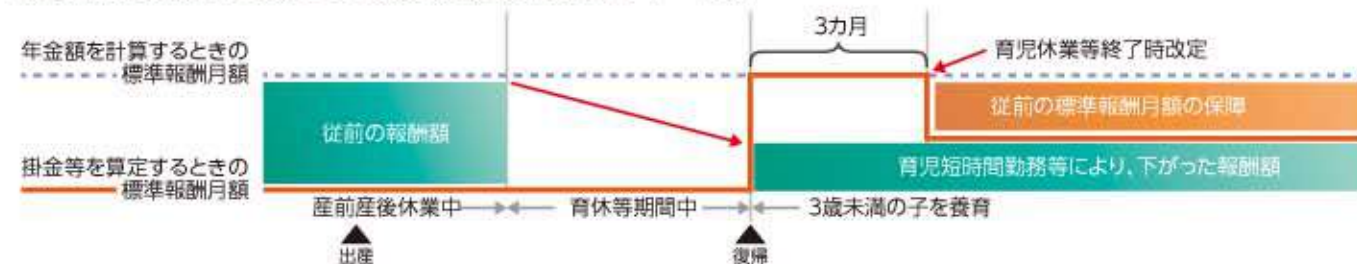
すでに育児休業中の方で休業期間を変更(延長・短縮)する際は育児休業等掛金等免除変更申出書の提出が必要になります。

添付書類

- ・育児休業に係る辞令の写し

育児休業等または産前産後休業終了時改定と3歳未満養育特例

【育児休業等終了時改定と3歳未満養育特例のイメージ】



勤務形態	産前産後休業	育児休業	育児短時間勤務・部分休業
実際の報酬	全額支給	無給	一部支給
標準報酬月額	従前の標準報酬月額		改定後の標準報酬月額
掛金等の徴収	免除		徴収
年金記録上の標準報酬月額	従前の標準報酬月額		

組合員は、次の①～③に該当する場合、**共済組合**へ申出をすることにより、標準報酬月額が改定され(①、②の手続き)、将来の年金額が低くなることを避ける特例を受けることができます(③の手続き)。

- 1 育児休業等が終了し、職場復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が低下した場合→①、③をご覧ください。
- 2 産前産後休業が終了し、育児休業等を取得せず職場復帰し、復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が低下した場合→②、③をご覧ください。

①育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、**共済組合に申出をしたときは**、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3カ月間(支払基礎日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します(**標準報酬育児休業等終了時改定申出書**を提出ください)。

※支払基礎日数…支払われる報酬の算定基礎となる日数(その月の暦日数-週休日及び欠勤等の日数)

【イメージ】 育児休業等の直前の報酬30万円、育児短時間勤務時の報酬20万円の場合
報酬30万円に対する掛金等の徴収→(改定後)報酬20万円に対する掛金等の徴収

②産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が産前産後休業を終了した日において、その産前産後休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、**共済組合に申出をしたときは**、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間(支払基礎日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します(**標準報酬産前産後休業終了時改定申出書**を提出ください)。

【イメージ】 産前産後休業時の報酬30万円、育児短時間勤務時の報酬20万円の場合
報酬30万円に対する掛金等の徴収→(改定後)報酬20万円に対する掛金等の徴収

③3歳未満養育特例

3歳に満たない子を養育している組合員が、**共済組合に申出をしたときは**、当該子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額(従前の標準報酬月額)を下回る月については、従前の標準報酬月額を当該下回る月の標準報酬月額とみなして、年金額を算定します(**3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類**を提出ください)。

【イメージ】 育児休業等の直前の報酬30万円、育児短時間勤務時の報酬20万円の場合
年金の算定額20万円→(特例適用後)30万円

平成28年度

健診事業(ドック)の実施について

平成28年度のドック受診希望者募集は、2月下旬頃を予定しています。

※受診方法について変更はありません。

申込みから受診までの流れ

3月31日(予定)までに各所属所単位で、「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へ提出。

受診券受取

組合員本人各自で予約



※受診券提出

ドック受診の際の注意事項

①健診区分について

※補助は、「1日人間ドック」か「脳ドック」のいずれか1つとなります。
ドック受診希望申込みの際は、いずれか1つを選択してください。

②「受診券」について

※受診希望者に対して受診券を配付します。(所属あてに送付します。)
※受診の際、医療機関に必ず受診券を提出してください。受診券を提出することで補助を受けることができます。

重要

③受診予約について

※予約は、医療機関に**組合員本人各自で行ってください**。(当支部へのドック受診希望申込みは、補助を受けるための申込みであり、予約ではありません。)
※予約は、受診希望日前まで可能ですが、医療機関ごとに予約可能期間が異なりますので、ご注意ください。
※予約が集中する時期には、受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、早めの予約をお願いします。

④受診期間について

※受診期間：平成28年5月1日～平成28年12月31日



沖縄支部「平成26年度特定健康診査・特定保健指導」実績速報!

■ 特定健康診査・特定保健指導とは

高齢者医療確保法により、医療保険者に義務付けられた、40歳～74歳の加入者を対象とした生活習慣病の予防を目的とした健診・保健指導です。医療保険者は、その年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施状況を翌年の10月に国へ報告することとされています。



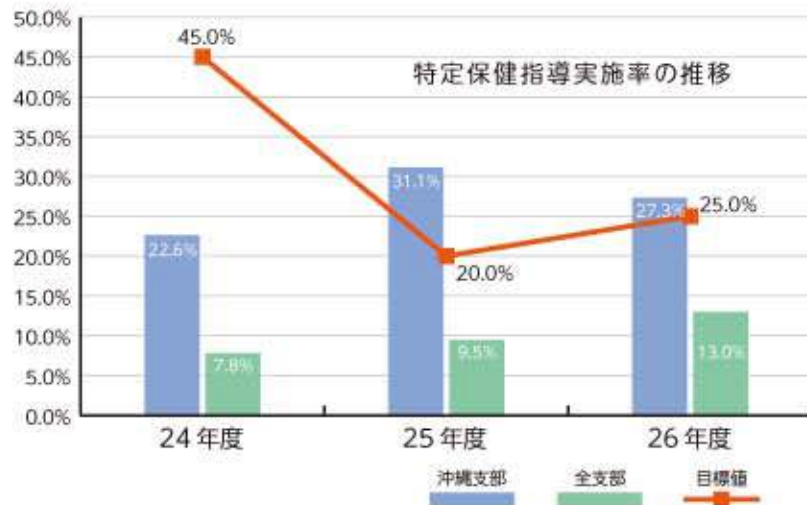
平成26年度
特定健康診査受診率
84.0%
(全支部平均 79.3%)

47支部中
19位



47支部中
5位

平成26年度
特定保健指導実施率
27.3%
(全支部平均 13.0%)



■ 特定保健指導で医療費3割減?!

厚生労働省のワーキンググループが2008年～2011年度の4年間で、初めて保健指導の対象となった約22万人を検証。各年度で保健指導の参加者と不参加者を分けて、メタボ関連疾患である高血圧症、脂質異常症、糖尿病で、翌年度の通院医療費を比較した。

その結果、2008年度に特定保健指導を受けた人の翌年度の医療費は、保健指導を受けなかった人に比べて男性は5,340円(34.8%)、女性は7,550円(34.0%)低かった。残りの3年間も、おおむね指導を受けた人の医療費が低くなっている。

第13回保険者による健診・保健指導等に関する検討会(厚生労働省2014年11月21日)



上記の結果を見ても、特定保健指導を受けることが、健康状態の改善と医療費抑制に繋がります。目指せ1位!



スポーツ施設利用補助 実施状況のご報告

平成27年度より新規事業として実施しております。スポーツ施設利用補助について、11月末日までの実施状況は述べ3,213回となっております。年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、多くの組合員のご利用よろしくお願いします。



■ スポーツ施設利用補助

沖縄支部と契約を結んでいる、スポーツパレスジスタス(那覇・浦添・美里)を組合員本人に限り、月5回まで540円で利用することができる制度です。

トレーニングジムはもちろん、プール、スタジオ、サウナ等の設備をご利用いただくことができます。

- ジスタス那覇
那覇市西 2-5-5
TEL: 098-868-0758
- ジスタス浦添
浦添市沢崎 2-23-1
TEL: 098-878-1122
- ジスタス美里
沖縄市美里 4-20-1
TEL: 098-982-1115

営業時間: [月～土] 9:00～23:30 [日・祝日] 9:00～21:00



トレーニングジム



プール



チムジルバン (温熱施設)

ねんきん定期便を送付します

ねんきん定期便とは 「年金加入期間」、「年金見込額」、「保険料(掛金)納付状況」等を公立学校共済組合本部から毎年誕生月に自宅あてに送付するものです。

平成28年1月以降より実施

通知方法

- ・ 節目年齢(35歳・45歳・59歳)の方
詳細な年金加入期間等の情報を封書で通知します。
- ・ 節目年齢以外の方
簡略な年金加入期間等の情報ははがきで通知します。

年金見込額について

- ・ 50歳以上の方
現在の年金への加入状況が60歳まで継続したものととして計算されます。
- ・ 50歳未満の方
作成時までの加入実績に基づき計算します。